

中国「知的財産権保護・活用 第15次五カ年計画」 多角的評価報告書

内容精査 × 日本・米国・欧州・中国・その他地域 × 実務インパクト

政策の核心

保護だけでなく、産業化・AI・データ・金融・標準・海外展開を束ねる国家実装計画

国際的な見方

初動は中立～慎重な肯定。評価の分岐点は、外国権利者の救済、透明性、SEP、地方運用

日本企業の焦点

営業秘密、AI利用記録、FTO、SEP・標準、税関・EC対策、共同研究契約を先行整備

調査基準日

2026年8月19日（日本時間）

GPT-5.6 Sol

対象資料：国務院公開版（国発〔2026〕30号）およびJETRO記事

注：国務院公開版には「本文有刪減（公開本文に削除部分あり）」との注記がある。

目次

セクション	頁
エグゼクティブ・サマリー	3
1. 調査範囲・方法・証拠の強さ	5
2. 計画の内容	7
3. 12 の専項工程	10
4. 第 14 次期からの転換	12
5. 国・地域別の評価・評判	14
6. 各方面からの横断評価	18
7. 日本企業への実務影響と対応	20
8. 2026～2030 年のシナリオとモニタリング	23
9. 最終評価	25
資料・出典	26

証拠の読み分け

「直接反応」は本計画の承認・公表後に当該計画を明示して述べたもの。「基準線」は公表前の政府報告・企業調査等で、中国の知財制度を評価したもの。「本報告書の推論」は、計画文言と基準線を照合した分析であり、各国政府の公式見解ではない。

エグゼクティブ・サマリー

結論

本計画は、中国の知財政策を「権利の登録・保護」から、技術自立、産業化、AI・データ、金融、標準、海外展開を束ねる国家競争力インフラへ進める実装ロードマップである。方向性は日米欧企業の多くの要望と重なるが、計画の信頼性は、外国権利者への平等待遇、全国で一貫した執行、裁判情報の透明性、営業秘密の証拠制度、SEPの国際整合性という“結果”で判断される。[U1・S01・S17・S22]

7つの要点

1 | 量から価値へ KPIは8→6に集約。海外発明専利授権件数、知財質権融資登録額、知財民事一審の服判息訴率が外れ、GI製品の直接産出額が加わった。高価値発明専利の定義からも「高額質権融資」が外れた。数量・金融額より、産業付加価値・長期維持・海外ファミリー・市場化へ軸足を移す。[U1・S06・S07]

2 | AIは“保護対象”と“行政ツール”の二面 アルゴリズム・AI生成物・プラットフォーム経済の保護ルールを整備しつつ、AIを審査、税関リスク検知、行政執法、技術マッチングに使う。「AI使用申告制度」は、AIで申告する制度ではなく、専利出願過程でのAI使用事実の申告制度を研究する趣旨である。[U1・S05・S11]

3 | 営業秘密は外国企業との最大公約数 専項工程として業界別指針、渉外権利保護センター、鑑定、海外紛争支援、管理認証を掲げる。日米欧企業の要望と合致するが、立証負担、証拠開示、刑事移送、当局提出情報の秘密保持が成果指標となる。[U1・S13・S17・S18・S26]

4 | 商業化は研究成果管理の改革まで踏み込む オープンライセンス、「先使用・後払い」「先に転化・後に持分化」、職務科技成果の区分管理、尽職免責、出願前の産業化見通し評価、AIマッチングを組み合わせる。大学・研究機関の“不敢転・不願転・不会転”への制度対応である。[U1・S05・S09]

5 | 国際協力と国際競争が同居 CPTPP・DEPA、AI・データ・グリーンの国際ルール、PPH、一带一路、グローバルサウス支援を進める一方、海外紛争DB、保険・相互扶助基金、国際SEPデータベースを整備する。協力であると同時に、標準・管轄・ルール形成の競争戦略である。[U1・S10・S23・S24]

6 | 初動の評判は中立～慎重な肯定 JETRO、USITO、韓国KIIPは情報提供・制度監視が中心。英国政府は第14次期の進展を認めつつ全文未公表と留保。専門媒体・実務家はAI、営業秘密、商業化を評価する一方、実施詳細の未確定を指摘する。[S02・S20・S21・S27・S28・S35]

7 | 日本企業は“待つ”より先に証拠とルートを整える 中国先願、FTO、海外同族出願の増加、SEP・標準、営業秘密、AIデータ来歴、共同研究の権利配分、税関登録・EC削除・行政裁決の証拠パッケージを2026～2027年に整備すべきである。[S13・S15・S25]

独自評価スコア（5段階）

評価軸	評点	根拠
-----	----	----

評価軸	評点	根拠
戦略の明確性	5	政策目的、工程、担当領域の一貫性は高い。
商業化・技術移転	4	権利配分、免責、オープンライセンス、AI マッチングまで具体化。
保護制度の方向性	4	営業秘密、税関、EC、懲罰的賠償、行政・司法連携は妥当。
KPI の検証可能性	3	6 指標は測れるが、外国権利者の救済や模倣品減少の結果指標がない。
AI・データの法的予見性	2	論点設定は先進的だが、客体・帰属・学習利用・越境データが未確定。
外国企業の信頼性	2	平等保護の文言はあるが、地方差、透明性、証拠、SEP で実績検証が必要。
国際ルールへの影響力	5	標準・SEP・一帯一路・グローバルサウスを通じた波及力は大きい。

注：評点は本報告書の分析であり、各国政府・機関の公式スコアではない。

1. 調査範囲・方法・証拠の強さ

本調査は、添付 2 資料を起点に、中国政府原文、CNIPA・裁判所資料、日本・米国・EU・英国の政府報告、在中外国企業団体、WIPO・OECD 等の国際統計、韓国・ベトナム・インド等の制度監視・専門評価を突合した。基準日は 2026 年 8 月 19 日である。

1.1 証拠階層

区分	含まれる資料	使い方
A 一次・直接	政府原文、法令、公式統計、計画公表後に当該計画を明示した評価	事実認定と「直接反応」の中心
B 基準線・代表性	政府の第三国報告、企業団体白書、先行ロードマップ、国際機関分析	制度実績と利害関係者の評価軸
C 専門解説	法律事務所、専門媒体、学界・業界の解説	具体的な論点発見。利害・論調を割り引く
D 本報告書の推論	計画文言と A～C の照合	各国政府の公式見解と混同しない

1.2 重要な限界

- 公開から約 3 週間であり、JPO・経産省・外務省、USTR・USPTO、欧州委員会・EUIPO・EPO、WIPO による全文への専用評価は公開検索で確認できない。確認できないことを「存在しない」とは断定しない。
- 中国政府公開版には「本文有刪減」とあり、完全版ではない可能性がある。[U1・S01]
- 中国国内の公開反応は政策広報・公式系専門解説に偏り、自由な世論分布を代表しない。

- USTR・EU 委員会・中国日本商会の主要評価は本計画公表前であり、本計画への直接反応ではない。
- WIPO の出願・イノベーション統計は規模や能力を示すが、外国権利者への公平性、司法独立、模倣品抑止を証明しない。 [S29・S30・S31]

1.3 用語上の注意

中国語	本報告書の表記	注意点
專利	「專利」と表記	中国法上、発明・実用新案・意匠を含む上位概念。
发明专利	「发明专利」	日本の「特許」に近い。
转化运用	「移転・実用化・活用」	ライセンス、事業化、金融、取引まで含む。
预期性指标	「予測・誘導的指標」	強制達成 KPI ではない。
涉外	「涉外」	海外だけでなく中国国内の外国要素を含む。
人工智能生成物	「AI 生成物」	著作物・発明としての保護適格性を確定した表現ではない。
数据知识产权	「データ知財」	確立済み排他権と同一ではなく、登録試行を含む政策概念。
公平合理许可使用	「公平かつ合理的なライセンス」	原文は「非差別」を明記せず、FRAND と完全同義と断定しない。

2. 計画の内容――何が決まり、何がまだ決まっていないか

2.1 文書の基本情報と法的位置づけ

項目	内容
正式名称	《知识产权保护 and 运用“十五五”规划》
文書番号	国発〔2026〕30号
文書日／公開日	2026年7月27日／2026年7月31日
対象期間	2026～2030年
2035年展望	「中国の特色を有する世界水準の知財強国」を基本的に完成
法的位置づけ	国务院の国家政策・行政計画。法律・行政法規そのものではない
公開範囲	公開本文に削除部分あり（本文有刪減）

実務上は、法改正、条例・部門規則、審査指南、年度推進計画、地方計画、試点、補助事業、行政執法・司法運用の上位根拠となる。「研究」「探索」が記載されたからといって、AI 使用申告やデータ知財が直ちに法的義務・排他権として成立したわけではない。[U1・S01]

2.2 2030 年の 6 指標

指標	基準値	2030 年	変化	読み方
人口 1 万人当たり高価値発明専利	16 件（2025）	22 件超	+37.5%超	最も強い伸長目標。定義変更に注意。
専利集約型産業付加価値／GDP	13.38%（2024）	14.60%	+1.22pt	産業寄与を測る。
著作権産業付加価値／GDP	7.46%（2024）	7.53%	+0.07pt	ほぼ横ばい。成熟・現実路線。
知財使用料輸出入総額	19,600 億元（前 5 年累計）	20,000 億元（5 年累計）	+2.0%	単年度ではなく各 5 年間累計。

指標	基準値	2030 年	変化	読み方
GI 製品直接産出額	9,690 億元（2024）	11,000 億元	+13.5%	新規 KPI。農村振興・地域ブランド。
知財保護社会満足度	82.81 点	83.90 点	+1.09 点	自己申告型の環境指標。

高価値発明専利の定義変更

第 14 次期の 5 類型から「比較的高額の質権融資を実現した発明専利」が外れ、①戦略的新興産業、②海外ファミリー権利、③維持 10 年超、④国家科学技術賞・中国専利賞の 4 類型になった。金融額を価値の代理変数から外した点は質重視の改善だが、戦略産業への該当だけで「高価値」と数える

余地は残る。 [U1・S04・S06]

2.3 4 重点任务と 11 小項目

重点任务	11 小項目の配置	主な施策
1 保護環境	法制度／保護体系／涉外保護	商標・著作権・GI・営業秘密・税関・新興領域、司法・行政・協同保護、海外紛争支援
2 活用効率	移転・実用化／新質生産力／サービス業	大学技術移転、権利分配、知財金融、核心技術、標準・SEP、専門サービス
3 総合管理	管理水準／公共サービス／社会共同治理	審査品質、実用新案改革、データ基盤、信用評価、人材、文化
4 国際協力	グローバル治理／国際交流協力	WIPO・WTO、CPTPP・DEPA、AI・データ・グリーン、一帯一路、PPH、グローバルサウス

2.4 主要な制度・運用変更の候補

法制度 | 専利関連制度、商標法・実施条例、著作権実施規則、集積回路配置設計、GI、植物新品種、営業秘密、知財反独禁、知財特別手続、税関保護、中医薬伝統知識。

新興領域 | アルゴリズム、AI 生成物、プラットフォーム経済、データ知財、オープンソース、デジタルコンテンツ、宇宙ステーション、遺伝資源。

権利救済 | 懲罰的賠償、悪意・濫用訴訟対策、民事・刑事・行政の連携、行政裁決・調停、税関、ソフトウェア正規化。

商業化 | 全国市場・プラットフォーム、オープンライセンス、職務科技成果、出願前評価、棚卸し・等級管理、取引価格統計。

金融 | 質権、証券化、保険、基金、評価標準、データ共有、リスク補償。

標準・SEP | 国際 SEP データベース、公平・合理的ライセンス、専利と国際標準、海外専利との協調。

審査・データ | 需要対応型審査、実用新案改革、悪意出願抑制、国家知財ビッグデータ、信頼できるデータ空間、AI 検索・翻訳・分析。

対外 | 海外紛争 DB、保険・相互扶助基金、海外拠点、PPH、CPTPP・DEPA 交渉、一帯一路協力。
[U1・S01]

3.12 の専項工程——政策が動く具体的な場所

原文の「專欄 1」は KPI 表であり、事業は專欄 2～13 の 12 件である。專欄番号だけを見ると 13 件あるように見える点に注意が必要である。[U1]

專欄	工程	内容	評価・企業への含意
2	戦略的新興産業知財保護	重点産業目録、迅速予備審査・確権・権利救済、保護連盟、鑑定、リスク警戒	先端製造・デジタル・グリーン企業の早期権利化が進む一方、政策選定分野への傾斜
3	中医薬知財保護	複数権利の組合せ、侵害判断、伝統知識 DB、道地薬材 GI、植物新品種、老舗	医薬・健康・農業。遺伝資源・伝統知識のアクセス／利益配分に注意
4	営業秘密保護	業界別指針、渉外センター、海外紛争支援、鑑定、管理認証	最優先の改善機会。証拠・刑事移送・当局提出情報の秘密保持が試金石
5	知財と AI の双方向エンパワーメント	AI 使用申告研究、AI 生成物、VR/AR・動的 GUI、AI 審査・税関・執法・マッチング	AI ガバナンスと行政自動化。透明性、誤判、学習データ、説明責任が課題
6	知財による中小企業発展	大学専利とのマッチング、産業化資金、輸出リスク調査、意匠、連合体	市場参入機会。ただし契約・FTO・秘密管理の能力差がリスク
7	著作権による産業発展	取引拠点、産業クラスター、金融、登録、集中管理、監視・鑑定・調停	コンテンツ、ソフト、ゲーム、出版。AI 生成・学習利用との境界が焦点
8	GI による地域特色経済	動的管理、追跡、検査、モデル区、標準、信用監督、農文旅融合	新 KPI。食品・農業・観光・ブランドに機会。品質保証の実効性が鍵
9	知財による地域発展支援	京津冀、長江デルタ、大湾区、成渝等と地域資源別施策	地域ごとに窓口・優遇・執行が変わる。全国統一との緊張
10	専利・商標の高品質審査・審理	需要別審査、先端技術、品質監督、悪意出願、秘密出願、実用新案改革	審査品質向上の機会。外国主体のアクセス条件と基準公開を監視
11	知財データ開発・利用	司法・金融・科学技術データ融合、信頼空間、検索・翻訳・分析	分析効率と取引を促進。データ安全・アクセス差・プロファイリングに注意
12	知財人材先導	地域人材拠点、専門学位、職業教育、戦略・未来産業人材	サービス品質向上。ただし人材評価が量的代理指標に偏らないかを確認
13	一帯一路知財高品質協力	情報基盤、審査・研修、データ交換、修士教育、執法協力、制度追跡	能力構築の機会と中国型ルール・標準の拡散が同時進行

出所：国務院公開版 PDF pp.4-16。本表の「評価・企業への含意」は本報告書の分析。[U1・S01]

4. 第 14 次期からの転換——連続性と新しさ

4.1 構造と KPI の変化

項目	第 14 次期	第 15 次期	意味
重点分野	5	4	公共サービス・人材等を総合管理へ統合。
小項目	14	11	構造を圧縮し、保護・活用・治理・国際に整理。
専項工程	15	12	データ保護単独からデータ開発・利用へ。渉外保護は本文に格上げ。
KPI	8	6	件数・金融額・司法終局率を減らし、GI 産出額を追加。

区分	変更	評価
継続	高価値発明専利、産業付加価値、著作権、知財使用料、社会満足度	長期戦略との整合を維持。
削除	海外発明専利授權件数	海外展開は本文で推進するが、件数 KPI から外す。
削除	知財質権融資登録金額	金融は本文に残すが、金額競争を弱める。
削除	知財民事第一審事件の服判息訴率	司法成果の可視性が後退。代替の公開 KPI が必要。
追加	GI 製品直接産出額	地域特色経済、農村振興、ブランド価値を明示。
定義変更	高価値発明専利から高額質権融資類型を削除	金融評価から技術・国際・長期維持へ。
算定変更	知財使用料を単年度→5 年間累計へ	変動を平準化する一方、年次改善が見えにくい。

本質的な転換

「多く登録する」政策を捨てたのではない。大量出願の副作用を抑えつつ、権利を産業、標準、金融、データ、海外競争へ接続する政策に組み替えた。ただし、戦略産業の件数目標や地方評価に落ちる段階で、再び量的インセンティブが生じる可能性がある。[S03・S04・S06・S07]

4.2 AI・データ・標準は「研究」から「実装」へ

第 14 次期も AI・ビッグデータ・データ知財・オープンソースを掲げていた。第 15 次期は対象を「アルゴリズム」「AI 生成物」「プラットフォーム経済」に具体化し、AI を出願、審査、税関、行政執法、技術移転、情報サービスに実装する段階へ進めた。データについても、保護ルールの探索に加え、司法・金融等のデータ融合、信頼できるデータ空間、分析ツールへ重心を広げた。[U1・S06・S11]

標準・SEP では、公平かつ合理的なライセンス、国際 SEP データベース、専利と国際標準の結合、海外専利との協調を明示した。これは企業の標準化能力を高めるが、EU との WTO 紛争が示すように、世界料率・域外管轄・反訴差止めの扱いが国際評価の分岐点になる。[U1・S23・S24]

5. 国・地域別の評価・評判

証拠の読み分け

「直接反応」は本計画の承認・公表後に当該計画を明示して述べたもの。「基準線」は公表前の政府報告・企業調査等で、中国の知財制度を評価したもの。「本報告書の推論」は、計画文言と基準線を照合した分析であり、各国政府の公式見解ではない。

主体	総合的な見え方	証拠	主な論点
中国	強く肯定	直接	「施工図」「量から質」「国家発展への統合」。実施協同を自ら課題と認識。
日本	中立～条件付き肯定	JETRO は直接／企業白書は基準線	方向は要望と一致。悪意商標、模倣品、期限、情報公開、外国企業の公平性で検証。
米国	初動は中立、基準線は強く慎重	専門情報は直接／USTR 等は基準線	営業秘密・EC 対策は合致。国家主導、透明性、模倣品、SEP、技術移転を警戒。
EU	改善を認めつつ強い留保	計画固有の公式評価なし	中国を唯一の第 1 優先国。外国差別、地方差、SEP/WTO、判決公開が焦点。
英国	やや肯定的な暫定評価	承認段階の直接反応	第 14 次期の進展を認めるが、全文未公表と明記。
韓国・台湾	制度監視中心	直接紹介／周辺評価	審査・標準・海外出願の競争圧力と、中国市場での権利化実務を注視。
ASEAN・他	中立～肯定的	一部専門・メディア直接	商業化・中小企業・能力構築を参考視。中国型標準の波及と競争圧力も。
WIPO・OECD	計画評価ではなく客観基準	国際統計・課題分析	中国の規模・革新力は強い。一方、模倣品と AI 学習データ問題は残る。

5.1 中国——「施工図」として強く肯定、ただし実施を課題視

国務院・CNIPA は、本計画を 2030 年の「決定的進展」に向けた任務書・施工図・ロードマップと位置づける。公式解説の中心は、量から質、知財と経済社会の融合、新質生産力、AI・データ、国際協力である。6 指標は「高品質な創造→産業化→市場価値→事業環境」の連鎖と説明される。[S03・S04]

CNIPA 発展研究中心の劉新民は、AI・データは産業界・学界を含め争議が大きく、データ知財には国際的な成熟モデルがないと認める。また「一分部署、九分落实」と述べ、地方計画との接続、部門協同、年度計画・中間評価を実施の鍵とした。これは公式系言説の中でも重要な自己留保である。[S05]

中国の学界・実務家は、サービス業を外部支援から産業化インフラへ、供給側から需要牽引へ進める点を評価する。AI「生成物」という中立語が権利客体・帰属を留保すること、実用新案改革、税関の越境 EC 対応、海外紛争 DB・保険・基金が実務上の焦点とされる。[S09・S10・S11]

中国国内の「評判」を読む際の注意

公開反応は政府・公式系研究者・専門媒体の肯定的解説に偏る。企業個社の評価や反対論はまだ少なく、「社会全体で評判が良い」とまでは言えない。現時点で確認できるのは、政策コミュニティ内の強い支持と、実施細則・地方協同への限定的な留保である。

5.2 日本——JETRO は中立、日系企業は「方向一致・結果待ち」

JETRO の 8 月 13 日記事は、4 重点任務、12 事業、AI 双方向工程を正確に要約し、明示的な賛否は加えていない。原文上の「AI 使用申告制度」は、AI を使って申告する仕組みではなく、専利出願に AI を使用した事実の申告制度を研究する趣旨であり、翻訳上の注意が必要である。[U2・S02]

中国日本商会の 2026 年白書は、中国の知財強国化、意匠制度の柔軟化、悪意商標対策、税関運用の明確化、裁判例公表努力を評価する一方、悪意商標、低品質な実用新案・意匠、EC 模倣品、少額貨物、外国当事者に不利な期限、判決・審査情報不足、技術ライセンスの不明確さを指摘する。[S12・S13]

したがって日本企業の推定評価は「条件付き歓迎」である。計画の商標、税関、EC、権利品質、平等保護は要求と方向上合致するが、評価は悪意出願の減少、外国企業の手続参加、判決公開、再犯抑止、期限・証拠の公平性で決まる。これは本報告書の推論であり、日本政府の公式見解ではない。

5.3 米国——直接反応は中立、政府・企業の基準線は厳しい

USITO の公開部分は政策更新として中立的に紹介し、米法律実務家は高価値発明専利の 37.5% 超増に対し、その他 KPI の伸びを控えめと分析する。Asia IP も方向性を評価しながら、実施詳細は未確定とする。[S20・S21・S28]

USTR の 2026 年 Special 301 は中国を Priority Watch List に継続指定し、改革の鈍化、営業秘密の高い立証負担・限定的証拠開示、模倣品・オンライン海賊版、悪意商標、医薬・遺伝資源、判決公開、地方・政治介入、SEP・反独禁の透明性・適正手続を問題視した。中国・香港は 2025 年度の米税関押収額の 87% を占めるとされる。[S17]

USCBC の 2026 年調査では、知財保護は中国事業上の課題第 7 位で 2021 年以来最高。環境は「大幅改善 4%、やや改善 30%、不変 58%、悪化計 8%」で、最大懸念が特許から営業秘密へ移った。計画の営業秘密工程は問題設定に合うが、米企業が見るのは刑事移送、秘密保持命令、証拠取得、賠償、外国企業の実績である。[S18]

米商工会議所の 2026 International IP Index で中国は 55 経済中 25 位、54.58%。これは政府評価ではないが、規模の大きさと制度信頼の間にギャップがあることを示す民間比較指標である。[S19]

5.4 EU——改善を認めるが、SEP と平等待遇で最も厳格に検証

欧州委員会の 2025 年第三国知財報告は、中国を唯一の第 1 優先国とした。専門知財裁判所、大都市部の専門性・効率、懲罰的賠償・賠償額上昇を評価する一方、地方の不統一、法的不明確さ、外国権利者への差別、判決公開減少、医薬データ、営業秘密、悪意商標、模倣品を懸念する。[S22]

SEP では、EU が中国の反訴差止命令政策を WTO で争い、中国は 2026 年 4 月に撤回を表明した。別件では、中国裁判所による世界的 SEP 料率設定を EU が「不公正・違法」として 2026 年 2 月に WTO パネルを要請した。計画の「SEP グローバルガバナンス」「渉外紛争対応」は、この文脈で最も厳しく監視される。[S23・S24]

EU IP Helpdesk は、AI・データ・アルゴリズム、社員離職、営業秘密を企業ガバナンスの優先事項とし、2026 年の営業秘密制度改革を重要な前進と評価しつつ、地方での一貫した執行を鍵とする。[S25・S26]

5.5 英国・韓国・ASEAN・ベトナム・インド

英国政府の China IP Newsletter は国務院承認段階で、制度の不足解消、高品質な権利創出、利益配分、商業化を要点とし、第 14 次期の大きな進展を認めた。ただし当時は全文未公表と明記しており、暫定評価である。[S27]

韓国知識財産研究院は政策動向データベースで計画を迅速に収録したが、公開部分は制度監視に近い。韓国企業にとっては、半導体、電池、通信、AI 等で中国企業の海外ファミリー出願、標準・SEP、迅速審査が競争条件を変える。後段は本報告書の推論である。[S35]

ベトナムの論説は、「多くの専利」から「知財資産の効果的活用」への転換を発展途上国の参考として評価し、執行抑止、評価・取引・金融、大学企業連携、AI 権利帰属・学習データ、海外ポートフォリオを教訓に挙げる。ASEAN の 2026–2030 行動計画も、制度調和、商業化、執行、包摂・持続可能性を掲げ、中国計画と収斂する一方、標準・海外権利化では競争圧力が増す。[S36・S37]

インドの IIPLA は「戦略的進展」「強固な基盤」と明確に肯定した。ただし業界ニュースとして宣伝的な文体であり、政府見解や広範な市場評価と同一視すべきでない。[S38]

5.6 WIPO・OECD——規模の強さと執行課題を別々に示す

WIPO の GII 2025 で中国は初の世界 10 位、トップ 100 イノベーションクラスターは 24 で首位。2025 年の PCT 出願は 73,718 件、世界の 26.7% で首位。2024 年に CNIPA が発行した発明専利は 100 万件超である。これらは中国の知財・イノベーション能力の規模を裏づける。[S29・S30・S31]

一方、OECD/EUIPO は 2021 年の世界の模倣品貿易を最大 4,670 億ドル、世界貿易の 2.3% と推計し、中国は報告された押収件数の 45% を占める主要供給源とした。量・クラスターの強さと、模倣品抑止・外国権利者保護は別の評価軸である。[S33]

AI では、WIPO が中国の GenAI 専利活動の大きさを示す一方、OECD はスクレイピングされた学習データをめぐる権利者と開発者の均衡を国際課題として整理する。計画が AI 生成物を保護するだけでなく、学習利用、出所、ライセンス、透明性をどう扱うかが重要である。[S32・S34]

6. 各方面からの横断評価

観点	評価できる点	懸念・検証点
技術・イノベーション	高価値専利、戦略産業、AI、基礎ソフト、標準を統合	政策選定分野への資源集中、数量目標の再発、自由研究の歪み
権利者・執行	懲罰的賠償、行政裁決、税関、EC、営業秘密	証拠、刑事移送、地方差、再犯、外国当事者の適正手続
企業・市場	技術移転、オープンライセンス、取引、サービス業	国有・国内企業への傾斜、価格統制的運用、低価格代理競争
金融・投資家	質権、証券化、保険、基金、評価標準	評価の循環性、担保価値の過大評価、地方補助金依存
AI・データ	保護ルールと行政・審査 AI の同時推進	学習データ、発明者性、権利帰属、説明責任、偏り、越境データ
競争法・SEP	公平・合理的ライセンス、国際 DB、標準連携	世界料率、反独禁、域外管轄、外国 IP 価値の引下げ懸念
公共政策・地域	GI、中医薬、SME、地域別支援、人材	地域間格差、信用評価・社会信用の適正手続、利益配分
地政学・国際治理	WIPO/WTO、CPTPP/DEPA、BRI、グローバルサウス	技術自立・国家安全との結合、ルール輸出、相互主義の対立

6.1 保護強化は「速さ」と「適正手続」を両立できるか

中国公式解説によれば、2025 年 1 月～2026 年 6 月の地方知財部門による専利侵害行政裁決は 12,407 件立案、12,146 件終結、平均 36 日である。迅速性は企業に利点だが、証拠閲覧、意見提出、専門家参加、理由開示、司法審査が十分でなければ、競争相手からの攻撃手段にもなり得る。[S05]

第 14 次期 KPI から民事一審の服判息訴率が外れたことは、司法結果の公開 KPI を弱める。代わりに、外国原告の勝訴率・賠償・差止、判決公開率、行政決定の取消率、営業秘密事件の刑事移送などを外部から追跡すべきである。

6.2 AI・データは先進的だが、権利の境界は未確定

AI 工程の強みは、ルール研究と行政実装を同じ政策で動かす点にある。しかし、AI 利用申告の対象範囲、発明者・著作者の自然人要件、学習データの適法性、出力の類似性、アルゴリズムの保護手段、AI 審査の説明可能性は未記載である。先に大規模行政システムが動き、後から法的救済が追いつく場合、誤判・偏り・秘密情報利用が新たなリスクになる。[U1・S11・S34]

データ知財は、著作権、営業秘密、契約、反不正競争、個人情報、データ安全、競争法との重複を整理する必要がある。登録が排他権を生むのか、証拠能力・取引証明にとどまるのか、地域登録の相互承認、更新、取消、第三者アクセスが重要となる。

6.3 「内外平等保護」と産業政策の緊張

計画は各種経営主体の知財を依法平等に保護し、外国知財サービス機関の参入・展開も掲げる。一方で、核心技術、国内オープンソース、戦略産業、国際標準、海外紛争支援を国家競争力と明確に結びつける。平等保護の評価は、制度文言ではなく、外国企業が審査、補助事業、標準策定、行政救済、証拠取得、政府調達へ同条件で参加できるかで決まる。 [U1・S13・S17・S22]

7. 日本企業への実務影響と対応

最優先メッセージ

法令が出るまで待つのではなく、証拠・契約・監視・救済ルートを先に整える。計画は権利取得の機会を増やす一方、中国企業の海外同族出願、標準・SEP、行政救済能力も強めるため、守りと競争戦略を同時に更新する必要がある。

7.1 0～90 日で行うこと

アクション	内容	主担当
中国ポートフォリオ棚卸し	権利・秘密・データを事業別に可視化し、維持 10 年、海外ファミリー、標準関連を識別。	知財部／事業部
中国 FTO と競合監視	重点技術の CNIPA 出願・無効、標準会合、特許プールを監視。	R&D／知財
営業秘密の証拠化	秘密指定、権限、ログ、持出し、離職、当局提出、再委託を点検。	法務／IT／人事
AI 利用台帳	AI 利用の日時、ツール、入力、人の寄与、学習データ出所を記録。	R&D／法務
データ権利マップ	個人情報、重要データ、秘密、著作物、DB、契約権を分離し越境条件を整理。	データ責任者
救済パッケージ	税関登録、EC 削除、証拠保全、行政・民刑事、現地専門家を事前化。	ブランド保護／法務

7.2 6～18 か月で行うこと

- 中国の年度推進計画と重点産業目録に、自社の技術・製品・研究拠点をマッピングする。
- 動的 GUI、VR/AR、ソフトウェア、基礎ソフト、AI 発明について、発明専利・意匠・著作権・営業秘密の組合せを再設計する。
- 大学・研究機関との共同研究契約で、職務科技成果、改良発明、データ、AI 学習、成果公開、輸出、持分化・後払いの条件を明文化する。
- SEP 保有者・実施者の双方で、中国・米欧日を含む料率・訴訟・反独禁シナリオを作り、標準化会合の参加権と貢献証拠を確保する。
- 中国のオープンライセンス、市場・運営センター、大学専利マッチングを、技術導入・共同開発・M&A の案件ソースとして試す。
- 知財保険・相互扶助基金・質権・評価制度を利用する場合、価値評価の前提、補助金依存、権利無効・流動性・関連当事者取引を精査する。
- 中国国内の地域差を前提に、北京・上海・深圳・蘇州等の拠点別に行政・司法・税関・プラットフォームの実績を比較する。

7.3 産業別インパクト

産業	影響度	主な論点
AI・ソフトウェア・コンテンツ	大	AI 発明指引、AI 使用申告、AI 生成物、学習データ、基礎ソフト著作権、オープンソース
通信・半導体・車載・IoT	大	SEP、国際標準、特許プール、集積回路配置設計、核心技術、海外同族
医薬・バイオ・種苗	大	薬品専利リンク、データ保護、遺伝資源、植物新品種、中医薬・伝統知識
消費財・高級品・EC	大	悪意商標、模倣品、少額貨物、税関、EC、動的商標、意匠
食品・農業・観光	中～大	GI、トレーサビリティ、標準、農文旅融合、地域ブランド
大学・研究機関・技術移転	大	権利配分、区分管理、尽職免責、出願前評価、オープンライセンス、AI マッチング
中小企業	大	迅速権利化、輸出リスク調査、サービス支援。ただし契約・証拠・FTO 能力差
金融・専門サービス	中～大	評価、質権、証券化、保険、海外拠点、外国サービス機関参入、代理品質規制

8. 2026～2030 年のシナリオとモニタリング

8.1 3 つの実施シナリオ

シナリオ	兆候	企業への意味
上振れ	法改正と審査指南が明確、外国企業も同条件で利用、判決公開と証拠制度が改善、SEP が WTO 整合	中国市場での権利化・ライセンス・共同研究が拡大。紛争コスト低下。
基本	AI・データ・営業秘密の試点が拡大するが地域差、行政迅速化と透明性の改善が併存、SEP 紛争継続	機会は増えるが、拠点・案件ごとの個別設計が必要。
下振れ	産業政策・国家安全が平等保護を上回り、社会信用・行政執法が不透明、域外 SEP・報復措置が拡大	技術・データ移転を縮小し、分離保管、代替供給網、紛争準備を強化。

8.2 追跡すべき 12 指標

No.	監視項目	見るべき内容	頻度
1	年次推進計画・地方計画	担当部門、期限、予算、試点地域が具体化したか	四半期
2	AI 使用申告・AI 発明指引	対象行為、不申告効果、人の寄与、秘密情報保護	制度案ごと
3	AI 著作権・学習データ	適法利用、ライセンス、オプトアウト、出所・透明性	半期
4	データ知財	権利効果、地域相互承認、取消・更新、越境、第三者アクセス	半期
5	営業秘密	刑事移送、証拠開示、秘密保持、外国企業の救済、賠償	四半期
6	商標・実用新案・意匠品質	悪意・異常出願の減少、外国当事者の期限、秘密意匠等	半期
7	税関・EC	少額貨物、再犯、源流追跡、プラットフォーム削除、押収構成	四半期
8	司法・行政の透明性	判決・行政決定の公開率、理由、取消率、地方差	半期
9	SEP・反独禁	世界料率、差止、FRAND/非差別、WTO 案件、国際 DB	月次
10	外国企業の平等待遇	審査、補助、標準、政府調達、サービス参入、勝訴・救済実績	半期
11	商業化・知財金融	実施・収益・失敗率、評価差、補助金依存、SME カバー	年次
12	国際展開	中国企業の海外ファミリー、PPH、BRI 研修・データ連携、CPTPP/DEPA	四半期

8.3 「計画が成功した」と判断するための外部検証

- 外国原告・外国被告を含む勝訴率、差止、賠償、和解、執行期間が公開される。
- 営業秘密事件で、証拠保全、立証負担転換、秘密保持命令、刑事移送が一貫して機能する。
- 悪意商標・異常専利・模倣品の件数と再犯率が、出願・摘発件数ではなく結果で減る。
- 判決・行政決定の公開が回復し、地方差と外国当事者の手続的不利が縮小する。
- SEP の料率・差止・反独禁が、当事者の手続保障と WTO 整合性を満たす。

- AI・データ制度が、国内外企業に同じ透明な条件で適用され、異議申立て・司法審査が可能である。
- 知財金融・技術移転が補助金や評価額だけでなく、実施収益、製品化、存続、回収で評価される。

9. 最終評価

本計画の最大の意義は、知財を独立した法務分野ではなく、研究開発、産業政策、金融、データ、AI、標準、地域振興、海外競争をつなぐ「運営システム」として設計した点にある。第14次期から続く量から質への転換は、KPIの集約、高価値発明専利の定義変更、大学・研究機関の資産管理改革、AIマッチング、GIの価値指標化に表れている。

国際的な初動は、情報提供ないし慎重な肯定が中心である。しかし、これは保護実績への信任が確立したことを意味しない。米国は Priority Watch List、EU は唯一の第1優先国として中国を監視し、日本企業も予見性、透明性、公平性、悪意出願、模倣品、情報公開を引き続き求める。

[S13・S17・S22]

評価の分岐点は「保護を強化する」という文言ではなく、誰が、どこで、どの証拠により、どれだけ早く、公平な救済を得られるかである。特に、営業秘密、AI・データ、SEP、地方執行、判決公開、外国企業の平等待遇は、2030年の指標表に十分現れていない。

総合判定

改革の方向性：高評価。実施の確実性：中程度。外国企業の制度信頼：現時点では慎重。地政学的・標準競争への影響：非常に大きい。したがって最も妥当な表現は、「改革方向への条件付き評価」であり、「中国の知財保護が既に実質改善したとの評価」ではない。

経営層への一文

中国の知財政策は、守りの法務から攻めの産業競争基盤へ移った。日本企業も、権利取得、営業秘密、AIデータ、標準、共同研究、税関・EC救済を別々に管理せず、事業・R&D・法務・IT・調達を束ねた中国知財ガバナンスへ更新すべきである。

資料・出典

参照日：2026年8月19日。本文中の[U1]等は以下の資料番号。A/B/Cは証拠の強さ・性格であり、資料の内容への賛否ではない。

添付原資料

[U1] 添付資料：中国国務院「知識産権保護・運用“十五五”規画」中国政府網 PDF（17頁） — 中国国務院／中国政府網, 2026-07-31（A・原資料）

[U2] 添付資料：中国国務院、知的財産権分野の5カ年規画を発表、4重点任務、12事業を推進 — JETRO ビジネス短信, 2026-08-13（A・原資料）

オンライン資料

[S01] 国务院关于印发《知识产权保护和运用“十五五”规划》的通知 — 中国政府網, 2026-07-31（A・一次） [原文：gov.cn](#)

[S02] 中国国務院、知的財産権分野の5カ年規画を発表、4重点任務、12事業を推進 — JETRO, 2026-08-13（A・直接反応）
[原文：jetro.go.jp](#)

[S03] 奋力推动“十五五”知识产权事业高质量发展 — CNIPA（申長雨局長）, 2026-08-03（A・公式解説） [原文：cnipa.gov.cn](#)

[S04] 六项主要指标谋定“十五五”高质量发展 — CNIPA, 2026-08-14（A・公式解説） [原文：cnipa.gov.cn](#)

[S05] 知识产权如何服务国家发展大局？四个维度读懂“十五五”新布局 — 中国網／CNIPA 發展研究中心, 2026-08-17（A・公式系専門解説） [原文：news.sina.com.cn](#)

[S06] “十四五”国家知识产权保护和运用规划 — 中国国務院, 2021-10-09（A・一次） [原文：mee.gov.cn](#)

[S07] 高质量完成“十四五”知识产权答卷 — CNIPA／知識産権報, 2026-02-04（A・公式実績） [原文：cnipa.gov.cn](#)

[S08] 最高人民法院知识产权法庭“十五五”建设规划 — 最高人民法院, 2026-04-20（B・先行司法計画） [原文：court.gov.cn](#)

[S09] 以知识产权高效运用促进科技创新和产业创新深度融合 — CNIPA／中国科学院 肖尤丹, 2026-08-19（A・学界直接評価）
[原文：cnipa.gov.cn](#)

[S10] 知识产权全球治理新格局相关解读 — CNIPA／復旦大学 馬忠法, 2026-08-14（A・学界直接評價） [原文：cnipa.gov.cn](#)

[S11] 《知识产权保护和运用“十五五”规划》的制度演进与实务影响 — 北京銘輝達法律事務所, 2026-08-17（B・実務家直接評価） [原文：mmlcgroup.com.cn](#)

[S12] 中国日本商会 2026 年白書、予見性・透明性の確保されたビジネス環境などを要望 — JETRO, 2026-06-15（B・基準線）
[原文：jetro.go.jp](#)

[S13] 中国経済と日本企業 2026 年白書—知的財産権章 — 中国日本商会, 2026-06-11（B・在中日系企業） [原文：cjcci.org](#)

[S14] 国家知識産権局、2025 年の知的財産権に関する統計を発表 — JETRO, 2026-02（A・公式統計紹介） [原文：jetro.go.jp](#)

[S15] 中国「知的財産情報分析利用指南」が示す意思決定のための知財分析 — JETRO, 2026-05-18（B・実務分析） [原文：jetro.go.jp](#)

[S16] 中国米国商会白書、貿易体制の安定や一貫性のある政策実施を提言 — JETRO, 2026-05-01（B・在中米企業） [原文：jetro.go.jp](#)

[S17] 2026 Special 301 Report — USTR, 2026-04-30（A・米政府基準線） [原文：ustr.gov](#)

- [S18] Member Survey 2026 — US-China Business Council, 2026-06-10 (B・米企業基準線) [原文 : uschina.org](https://uschina.org)
- [S19] 2026 International IP Index — U.S. Chamber of Commerce, 2026-03-11 (B・民間比較指標) [原文 : uschamber.com](https://uschamber.com)
- [S20] State Council Issues 15th Five-Year Plan for IP Protection and Utilization — USITO, 2026-08 (A・直接反応) [原文 : usito.org](https://usito.org)
- [S21] China's State Council Releases 15th Five-Year Plan for Intellectual Property Protection and Utilization — China IP Law Update, 2026-08-02 (A・実務家直接評価) [原文 : chinaiplawupdate.com](https://chinaiplawupdate.com)
- [S22] Report on the Protection and Enforcement of Intellectual Property Rights in Third Countries — European Commission, 2025-05-22 (A・EU 政府基準線) [原文 : ec.europa.eu](https://ec.europa.eu)
- [S23] Following WTO ruling favourable to EU, China announces withdrawal of its anti-suit injunction policy — European Commission, 2026-04-01 (A・EU/WTO 基準線) [原文 : policy.trade.ec.europa.eu](https://policy.trade.ec.europa.eu)
- [S24] EU requests WTO panel in dispute with China over royalties for EU high-tech sector — European Commission, 2026-02-12 (A・EU/WTO 基準線) [原文 : policy.trade.ec.europa.eu](https://policy.trade.ec.europa.eu)
- [S25] China's IP Trends after the Two Sessions: AI, Data, Trade Secrets and Business Risk — EU IP Helpdesk, 2026-04-03 (B・EU 実務基準線) [原文 : intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu](https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu)
- [S26] Protection of Trade Secrets in China: Analysis of the New Legal Framework — EU IP Helpdesk, 2026-04-28 (B・EU 実務基準線) [原文 : intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu](https://intellectual-property-helpdesk.ec.europa.eu)
- [S27] China Intellectual Property Newsletter – July 2026 — UK Government (FCDO/DBT/UKIPO), 2026-07-31 (A・暫定直接反応) [原文 : gov.uk](https://gov.uk)
- [S28] China unveils five-year IP plan focused on AI, protection and global competitiveness — Asia IP, 2026-08-13 (A・専門媒体直接評価) [原文 : asiaiplaw.com](https://asiaiplaw.com)
- [S29] Global Innovation Index 2025 – Results — WIPO, 2025-09-16 (A・国際統計) [原文 : wipo.int](https://wipo.int)
- [S30] PCT Yearly Review 2026 – Executive Summary — WIPO, 2026 (A・国際統計) [原文 : wipo.int](https://wipo.int)
- [S31] World Intellectual Property Indicators 2025 – Patents Highlights — WIPO, 2025 (A・国際統計) [原文 : wipo.int](https://wipo.int)
- [S32] GenAI Innovation Soaring, With Patent Activity Nearly Tripling in Two Years — WIPO, 2026-07-14 (A・国際統計) [原文 : wipo.int](https://wipo.int)
- [S33] Mapping Global Trade in Fakes 2025 — OECD/EUIPO, 2025-05-07 (A・国際統計) [原文 : oecd.org](https://oecd.org)
- [S34] Intellectual property issues in AI trained on scraped data — OECD, 2026 (B・国際論点) [原文 : oecd.org](https://oecd.org)
- [S35] 中国国务院、知的財産権第15次五カ年計画を承認（政策動向） — 韓国知識財産研究院 (KIIP), 2026-08-04 (A・制度監視) [原文 : kiip.re.kr](https://kiip.re.kr)
- [S36] Hệ sinh thái sở hữu trí tuệ—nền tảng cho năng lực cạnh tranh quốc gia — Báo Tuyên Quang (ベトナム), 2026-08-09 (A・域外直接評価) [原文 : baotuyenquang.com.vn](https://baotuyenquang.com.vn)
- [S37] ASEAN Intellectual Property Rights Action Plan 2026–2030 — ASEAN, 2025-12-17 (B・地域基準線) [原文 : aseanip.org](https://aseanip.org)
- [S38] China Unveils 15th Five-Year Plan to Enhance IP Protection and Innovation — IIPLA (インド), 2026-08-03 (A・業界直接評価) [原文 : iipla.org](https://iipla.org)

引用・解釈方針

- ・ 本文は原則として要約・分析であり、各資料からの長文転載は行っていない。
- ・ 数値は公表資料の単位・対象年・累計／単年度を確認し、異なる指標を直接比較していない。

- 本計画への直接反応が確認できない主体については、既存評価との照合による推論であることを明示した。
- 本報告書は政策・事業分析であり、個別案件の法律意見ではない。